

議案第13号

取手市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例について

取手市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成18年条例第35号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

都市計画法施行令が改正され、災害の発生のおそれがある区域における開発行為の許可基準が改められることに伴い、当該基準に対応する規定を整備するとともに、既存住宅の世帯分離を行う場合における許可基準のうち母屋住宅の要件を緩和するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

取手市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成18年条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(法第34条第11号の条例で指定する土地の区域)</p> <p>第3条 法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域は、次に掲げる要件のいずれにも該当する土地の区域とする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) <u>原則として、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「令」という。)第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域及び同条第7号に掲げる土地の区域として規則で定めるもの</u>を含まないこと。</p> <p>2 (略)</p> <p>(法第34条第12号の条例で定める開発行為)</p> <p>第5条 法第34条第12号の規定に基づき条例で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>一戸建ての住宅</u>であって、当該一戸建ての住宅の敷地が存する市街化調整区域に係る線引きの日に現に存するもの又は当該線引きの日後に法第29条第1項の規定による開発行為の許可若しくは法第43条第1項の規定による建築等の許可を受けて建築されたものの世帯主と住居及び生計を一にする親族(過去において、当該世帯主と住居及び生計</p>	<p>(法第34条第11号の条例で指定する土地の区域)</p> <p>第3条 法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域は、次に掲げる要件のいずれにも該当する土地の区域とする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) <u>都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「令」という。)第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として規則で定めるもの</u>を含まないこと。</p> <p>2 (略)</p> <p>(法第34条第12号の条例で定める開発行為)</p> <p>第5条 法第34条第12号の規定に基づき条例で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>専用住宅</u>であって、当該専用住宅の敷地が存する市街化調整区域に係る線引きの日に現に存するもの又は当該線引きの日後に法第29条第1項の規定による開発行為の許可若しくは法第43条第1項の規定による建築等の許可を受けて建築されたものの世帯主と住居及び生計を一にする親族(過去において、当該世帯主と住居及び生計を一にして</p>

<p>を一にしていた親族を含む。)が、当該<u>一戸建ての住宅の敷地</u>又は当該<u>一戸建ての住宅の敷地</u>に隣接する土地において、自己用住宅の建築を目的として行う開発行為であって、規則で定める要件に該当するもの</p> <p>(5)から(7)まで (略)</p> <p>2から5まで (略)</p>	<p>いた親族を含む。)が、当該<u>専用住宅の敷地</u>又は当該<u>専用住宅の敷地</u>に隣接する土地において、自己用住宅の建築を目的として行う開発行為であって、規則で定める要件に該当するもの</p> <p>(5)から(7)まで (略)</p> <p>2から5まで (略)</p>
---	--

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の取手市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にされた許可の申請について適用し、同日前にされた許可の申請に係る許可の基準については、なお従前の例による。